

日本歯科医学会専門分科会承認基準ならびに日本歯科医学会 認定分科会登録基準における学術論文等の定義について

日本歯科医学会専門分科会承認基準には、資格承認基準 2. (6) に“①原著論文等が、原則として年 20 編以上掲載されていること”と規定されている。また、同認定分科会承認基準においては、2. (6) に“①原著論文等が、原則として年 5 編以上掲載されていること”と規定されている。

以下の学術論文を原著論文等として取扱うこととする。

原著論文、総説（レビュー）論文、教育論文、調査報告、症例報告等
（学会抄録、プロシーディングは含めない）

以上

第 5 回理事会付議・決定（平成 29 年 1 月 25 日）、平成 29 年 4 月 1 日施行

第 4 回理事会付議・決定（令和 5 年 1 月 31 日）、令和 5 年 4 月 1 日施行
